

# **観音寺市新型インフルエンザ等 対策行動計画（案）**

**令和8年〇月**

**観音寺市**

## 凡例

以下及び用語集にない用語であって、本文において特段の注記のないものの定義・用法は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の例による。

特措法……………新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)  
特措法施行令………新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政  
令第 122 号）  
感染症法……………感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
（平成 10 年法律第 114 号）  
感染症法施行規則…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）

## 目次

第1部 はじめに .....	4~6
第 1 章 観音寺市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的 .....	4
第 2 章 取組の経緯及び市行動計画の改定概要 .....	4
第 3 章 対象とする感染症 .....	5~6
第 4 章 見直し .....	6
第 5 章 三豊市との協調及び連携 .....	6
第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針 .....	7~19
第 1 章 新型インフルエンザ等対策の目的及び戦略 .....	7~8
第 2 章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....	9~11
第 3 章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 .....	12~15
第 4 章 対策推進のための役割分担 .....	16~18
第 5 章 対策の基本項目(7項目) .....	19
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 .....	20~57
第 1 章 実施体制 .....	20~24
第 1 節 準備期 .....	20
第 2 節 初動期 .....	21~22
第 3 節 対応期 .....	23~24
第 2 章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	25~30
第 1 節 準備期 .....	25~27
第 2 節 初動期 .....	28
第 3 節 対応期 .....	29~30
第 3 章 まん延防止 .....	31~34
第 1 節 準備期 .....	31
第 2 節 初動期 .....	32
第 3 節 対応期 .....	33~34
第 4 章 予防接種（ワクチン） .....	35~46
第 1 節 準備期 .....	35~39
第 2 節 初動期 .....	40~42
第 3 節 対応期 .....	43~46
第 5 章 保健 .....	47~50
第 1 節 準備期 .....	47~48
第 2 節 対応期 .....	49~50
第 6 章 物資 .....	51~52
第 1 節 準備期 .....	51

第2節 対応期.....	52
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	53~57
第1節 準備期.....	53~54
第2節 初動期.....	55
第3節 対応期.....	56~57
用語集.....	58~63

## 第1部 はじめに

### 第1章 観音寺市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2年(2020年)1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(用語集参照)の感染者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び経済は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機(用語集参照)において、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

令和6年(2024年)7月、国は新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等(用語集参照)以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)を平成25年(2013年)の策定以来、初めて抜本改定を行った。

これを受け、香川県においても、改定後の政府行動計画に基づき、令和7年(2025年)2月香川県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)が改定された。本市においても、国・県の行動計画を踏まえ、①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、観音寺市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を改定するものである。

### 第2章 取組の経緯及び市行動計画の改定概要

前計画となる市行動計画は、平成25年(2013年)11月に策定された県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等(用語集参照)の対策に関する基本的な方針及び実施する措置等を示すものとして、平成26年(2014年)3月に策定し、新型インフルエンザ等対策に取り組んできた。

令和元年(2019年)12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年(2020年)1月に我が国でも新型コロナの感染者が確認された。

その後、同年3月には特措法が改正され、新型コロナが特措法の適用対象とされ、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策本部(特措法第15条、以下「政府対策本部」という。)の設置、基本的対処方針(用語集参照)の策定が行われてから、令和5年(2023年)5月8日に新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられ政府対策本部及び基本的対処方針が廃止されるまでの3年超に

わたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われた。

本市においても、特措法に基づく県対策本部の協力のもと、国の基本的対処方針を踏まえた対応を行ってきた。

今回の改定は、令和6年度に改定された政府行動計画及び県行動計画を基本上に特措法第8条に基づき、本市が実施する措置等を示すとともに、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症有事(用語集参照)に際して、迅速かつ着実に対処するための対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。なお、感染症有事には、政府より基本的対処方針が作成され、県及び市はこれに基づき対策を実施するものである。

対象とする疾患についても新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に、時期の区分を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、取組の充実を図るものである。

### 第3章 対象とする感染症

特措法は、新型インフルエンザ等、すなわち、病原性(用語集参照)が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関(用語集参照)、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生における措置、まん延防止等重点措置(用語集参照)、新型インフルエンザ等緊急事態(用語集参照)における緊急事態措置(用語集参照)等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、次のとおりである(特措法第2条第1号)。

#### ①新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項)

- (ア) 新型インフルエンザ(感染症法第6条第7項第1号)
- (イ) 再興型インフルエンザ(感染症法第6条第7項第2号)
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症(感染症法第6条第7項第3号)

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、令和5年(2023年)5月8日に5類感染症(用語集参照)に位置付けられており(感染症法施行規則第1条第15号)、本項の新型コロナウイルス感染症には含まれない。

#### (エ) 再興型コロナウイルス感染症(感染症法第6条第7項第4号)

- ②指定感染症(感染症法第6条第8項)(既に知られている感染症の疾病で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

③新感染症（感染症法第6条第9項）（既に知られている感染症の疾病とは異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

#### 〈特措法の対象とする感染症〉

##### 新型インフルエンザ等

###### 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ

新型コロナウイルス感染症

再興型インフルエンザ

再興型コロナウイルス感染症

指定感染症

新感染症

## 第4章 見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行う。

また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には、市行動計画を見直すものとする。

## 第5章 三豊市との協調及び連携

本市と医療圏及び保健福祉事務所を同一とし、共に広域行政組合を構成する三豊市と足並みを揃えて対策を実施することにより、西讃地域の関係機関との連絡調整が円滑なものとなる。また、緊急時における迅速な対応、適正な処置を図ることからも、三豊市との協調及び連携が必要となる。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えることになる。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者（用語集参照）の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療機関の患者受入能力を超ってしまうということを念頭に置き、新型インフルエンザ等対策を市全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある（特措法第1条）。

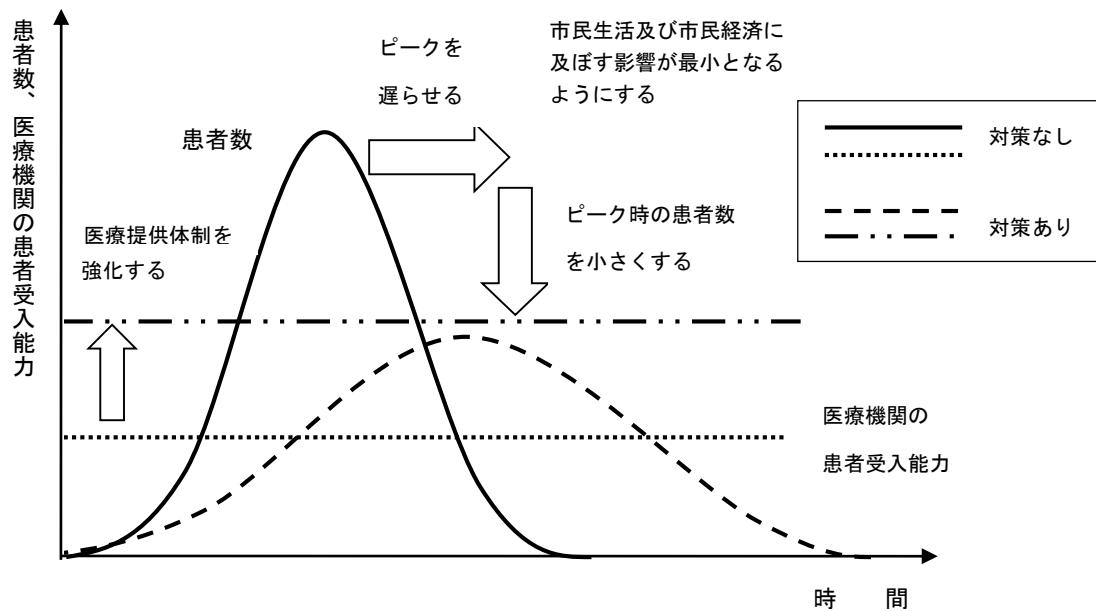
#### （1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県が行う医療提供体制の強化策に協力し、患者数が医療機関の患者受入能力を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### （2）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済への影響を軽減する。
- ・ 業務継続計画（BCP）（用語集参照）の作成や実施等により、医療提供に関する業務と市民生活及び市民経済の安定に関する業務を継続する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

## &lt;対策の効果（概念図）&gt;



## 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市においては、科学的知見及び国・県の対策を踏まえ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性（用語集参照）、薬剤感受性（用語集参照）等）、流行の状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、内閣に設置された政府対策本部が定める基本的対処方針及び県の対処方針を踏まえて、本市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

時期	戦略
準備期 (発生前の段階)	○ワクチン等の研究開発と供給体制の整備に係る国との連携、市民に対する啓発や市・事業者等による業務継続計画(BCP)等の策定、DXの推進や人材育成、訓練等の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を事前にう。
初動期 (国内で発生した場合を含め国外で新型	○直ちに初動対応の体制に切り替える。 ○新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が国外で発生した場合は、病原体の国内へ

	インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階)	の侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。</li> <li>○なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策が講じられる。市は、常に新しい情報を収集し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。</li> </ul>
	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市は、事業者等と相互に連携して、国・県とともに、市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりに進まないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。</li> <li>○地域の実情等に応じて、香川県新型インフルエンザ等対策本部（特措法第22条、以下「県対策本部」という。）等とも連携し、柔軟な対策を講じができるよう、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。</li> </ul>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	○検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

特措法によるない基本的な感染症対策に移行する時期	○通常の医療提供体制への移行や基本的な感染症対策への移行が円滑に行われるよう対応する。
--------------------------	---

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待できるものであり、各事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むため、業務継続計画（BCP）を作成しておくことが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の低下や社会的混乱を回避するためには、国・県・市・指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の季節性インフルエンザ（用語集参照）等の呼吸器感染症への対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症（用語集参照）等が発生した場合は、公衆衛生対策が特に重要である。

新型インフルエンザ等の感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、あってはならないことであり、市民一人ひとりがこのような認識の下、科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動する必要がある。そのためには、平時からの啓発や科学的知見等に基づいた情報発信等のリスクコミュニケーション（用語集参照）に努めることが重要である。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

本市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画に基づき、国・県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えを進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### ①新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### ②迅速な初動対応の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように県と連携して体制整備を進める。

#### ③関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く市民に意識づけるとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、県と連携した訓練の実施等を通じて、平時の備えについて点検や改善を行う。

#### ④医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の供給体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症有事の際の速やかな対応が可能となるよう、国・県が行う検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の供給体制、リスクコミュニケーション等について情報共有を行い、平時からの取組を進める。

#### ⑤情報の有効活用、国・県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国・県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成を進める。

### (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策

と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、国・県の基本的対処方針を踏まえながら、以下の①から⑤までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

#### ①可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を行う。可能な限り科学的根拠に基づき対応するため、国・県と連携し、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適切なリスク評価の仕組みを構築する。

#### ②医療提供体制と市民生活及び市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

感染症有事には、県においては、感染症法に基づく予防計画（令和6年3月策定香川県感染症予防計画をいう。以下同じ。）（用語集参照）及び医療法に基づく医療計画（香川県保健医療計画をいう。以下同じ。）（用語集参照）に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することとなる。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、市においては、県と連携し適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活及び市民経済に与える影響にも十分留意する。

#### ③状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

政府行動計画においては、「科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。」とされていることを踏まえ、市においては、県と連携して切替えが円滑に行われるよう実施する。

#### ④対策項目ごとの時期区分

政府行動計画において、「柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。」とされていることを踏まえ、市においては、県と連携して適切に対応する。

#### ⑤市民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民の理解や協力が最も重要である。このため、平時

から感染症や感染対策の基本的な知識を、情報提供・共有することが重要である。

まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策は、対策の影響を受ける市民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明を行う必要がある。

### (3) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、人権尊重に配慮するものとする。

新型インフルエンザ等の感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けることが予想される社会的弱者への配慮に留意する。

### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるように制度設計されている。しかし、特措法の適用対象である新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症が発生した場合であっても、病原性の程度に対し、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、必ずしもまん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられる。

なお、特措法の適用対象である新型インフルエンザ等のうち、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を講じることができるのは、肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限られている。（特措法第31条の6第1項及び特措法施行令第5条の3第1項）

### (5) 関係機関相互の連携協力の確保

観音寺市新型インフルエンザ等対策本部（特措法第34条、以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、本市対策本部長は、必要に応じて香川県対策本部長に所要の総合調整を行うよう要請する。（特措法第36条第2項）

**(6) 高齢者支援施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応**

感染症危機における高齢者支援施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から対応について検討し、感染症有事に備えた準備を行う。

**(7) 感染症危機下の災害対応**

市は、感染症危機下において、地震等の災害が発生した場合には、国・県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

**(8) 記録の作成や保存**

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存するものとする。

## 第4章 対策推進のための役割分担

### (1) 県・市の役割

県・市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。(特措法第3条第4項)

#### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し対応する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定（用語集参照）を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定（用語集参照）を締結し、検査体制を構築するとともに宿泊施設事業者と宿泊施設確保措置協定（用語集参照）を締結することにより、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

#### 【市】

市は、市民に対するワクチンの接種や、患者等（用語集参照）の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

### (2) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修・訓練や、個人防護具（用語集参照）をはじめとした必要となる感染症対策物資等（用語集参照）の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）の策定及び各種団体等を活用した地域の関係機関との連携を深めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて病

床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### (3) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。（特措法第3条第5項）

### (4) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種（用語集参照）の対象となる登録事業者（用語集参照）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、当該業務を継続的に実施するよう努める。（特措法第4条第3項）

### (5) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。（特措法第4条第1項及び第2項）

### (6) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を個人レベルで実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対

策を実施するよう努める。(特措法第4条第1項)

## 第5章 対策の基本項目（7項目）

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするために、以下の7項目を市行動計画の基本項目とする。

各項目の具体的な対策については、第3部で時期の区分ごとに記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ 予防接種（ワクチン）
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方 及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市庁内が一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局の役割を整理するとともに、感染症有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するため業務継続計画（BCP）に基づき人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 訓練等への参加及び協力

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え、県等他の機関が実施する訓練等に参加する。（健康福祉部、関係部局）

###### 1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更しようとする時は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞くものとする。（特措法第8条第7項及び第8項）（健康福祉部、関係各課）
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び感染症有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成・変更する。（健康福祉部、関係部局）
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる人材の養成等を行う。（健康福祉部、関係各課）

###### 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国・県・市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、相互に連携体制を構築する。（健康福祉部、関係部局）
- ② 国・県・市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（健康福祉部、関係部局）

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市全体の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合(特措法第15条)や県が県対策本部を設置した場合(特措法第22条第1項)において、市は、観音寺市新型インフルエンザ等対策本部に関する規則に基づき市対策本部を設置するものとし、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。なお、市は緊急事態宣言がなされていない場合であっても、特措法に基づかない任意の対策本部の設置を検討する。
- ② 市は、必要に応じて、第1節(準備期)(2)1-2を踏まえ、必要な人員体制の配置が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ③ 市対策本部の構成、役割等  
市対策本部に各部局の長を置き、各部局の長は各班の事務を管理・運営する。なお、各班の業務は別に定める。また市対策本部の所掌事務の補助をするため、健康危機管理部を置く。

#### (ア)構成

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長、教育長（職務代理者）
- ・本部員：各部の長、議会事務局長、審議監、三觀広域行政組合消防長
- ・事務局：健康増進課

#### (イ)主な役割

- ・市対策本部における情報共有及び連絡調整を円滑に行うため、会議を招集すること。
- ・新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関するここと。
- ・市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・市内における社会機能維持に関すること。

### 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制

##### 第2節 初動期

- ・国・県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

##### (ウ)健康危機管理部

・構成 部長:健康増進課長、副部長:危機管理課長

部員:各課(支所、局)長、三觀広域行政組合消防本部救急課長、三觀広域行政組合南消防署長

・主な役割:本部の所掌事務を補助する。

〈市対策本部の構成〉

本部長 市長

副本部長 副市長、教育長（職務代理者）

本部員

政策部長

総務部長

市民部長

審議監

健康福祉部長

経済部長

建設部長

教育部長

議会事務局長

三觀広域行政組合消防長

〈健康危機管理部〉

部長:健康増進課長、 副部長:危機管理課長

部員:各課(支所、局、局次)長、三觀広域行政組合消防

本部救急課長、三觀広域行政組合南消防署長

〈事務局〉健康増進課

#### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策を実施するため、国・県からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費についてその他の財政支援を検討する。

## 第3節 対応期

### (1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束(用語集参照)するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応が想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況及び国の基本的対処方針の変更に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すものとする。また特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部や県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策(用語集参照)の事務の代行を要請する。
- ② 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町に対して支援を求める。

##### 3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国・県からの財政支援を有効に活用する。

#### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

##### 3-2-1. 緊急事態宣言(用語集参照)の手續

- ① 市は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置する。(特措法第34条第1項)

### 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制

##### 第3節 対応期

- ② 緊急事態解除宣言（用語集参照）がなされた場合は、遅滞なく、特措法に基づく市対策本部を廃止する。（特措法第37条で読み替えて準用する第25条）

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国・県との連携を前提としながら、市民、近隣市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見解の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるよう推進することが重要である。このため、市は、平時から市民に対して感染症についての啓発を行うことで、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断や行動ができるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーション(用語集参照)に基づいたリスクコミュニケーションができるよう努める。その際、政府行動計画においては、「発生状況に応じた国民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理し、あらかじめ定める。」とされていることに留意する。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

###### 1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有について

市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きいことから、平時から国・県・JIHS(用語集参照)等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民の理解を深めるため各種媒体を利用し、国・県と連携し、継続的かつ適時に分かりやすい情報提供・共有を行う(特措法第13条第1項)。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、学校、教育・保育施設や職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいうことや、高齢者支援施設等は重症化リスク

が高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県や府内関係部局と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こども（用語集参照）に対する分かりやすい情報提供・共有を行う。（健康福祉部、教育委員会、関係部局）

#### 1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、国・県との連携により啓発する（特措法第13条第2項）。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。（健康福祉部、関係部局）

#### 1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック（用語集参照）の問題が生じ得ることから、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処し、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民による認知度・信頼度を向上させるよう努める。（健康福祉部、関係部局）

### 1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

#### 1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 市は、基本的対処方針等国の対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について検討する。（健康福祉部、教育委員会、関係部局）

② 市は、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、国による関係法令等の解釈や運用を踏まえ対応する。その際、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（健康増進課、関係部局）

#### 1-2-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広

報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察(用語集参照)に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うこと等がある。

感染症有事における円滑な連携のため、当該情報連携について市と県の行動計画等を共有し、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておくよう努める。(健康福祉部、関係部局)

#### 1-2-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国又は県からの要請を受けて、コールセンターや相談窓口等を設置する準備を進める。(詳細は新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」参照) (健康増進課、関係部局)

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民が適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、国・県・JIHS 等から提供されたその時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 情報提供・共有について

##### 2-1-1. 市における情報提供・共有について

① 市は、国・県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められることがあることから、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有を迅速かつ一体的に行う。(健康増進課、関係部局)

② 市と県の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、県と連携し、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、市民からの相談受付等を実施する。(健康増進課、関係部局)

#### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染拡大の状況、市民への影響等を踏まえ、必要に応じて、コールセンター等双方向のコミュニケーションの体制整備に努める。(健康増進課、関係部局)

## 第3節 対応期

### (1) 目的

感染症危機への対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見解の共有等を通じて、市民が適切に判断や行動ができるようにすることが重要である。このため、市は、市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民の理解を深め、リスク低減を進めるための適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民が適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、国・JIHS 等から提供された科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 情報提供・共有について

##### 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有について

市は、国・県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報提供等が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有を迅速かつ一体的に行う。(健康増進課、関係部局)

##### 3-1-2. 市と県の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うこと等が生じた場合は、状況に応じ連携して実施する。(健康福祉部、関係部局)

#### 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、県からの要請、感染拡大の状況や市民への影響等を踏まえ、コールセンター等双方向のコミュニケーションの体制整備を継続する(なお、その

**第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組**

**第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション**

**第3節 対応期**

際、必要に応じて県及び近隣市町と連携を行う)。(健康増進課、関係部局)

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、また、感染症有事におけるまん延防止対策への協力を得るため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

#### (2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策として想定される内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な行動の必要性について理解促進を図る。(健康福祉部、関係部局)

② 市は、換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、「相談センター」(用語集参照)に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳工チケットを行うこと等の感染症有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康福祉部、関係部局)

③ 国・県が行うまん延防止等重点措置による休業要請、緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進について、市は必要な協力や周知徹底を図る。(健康福祉部、関係部局)

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るために時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるように対応を進める。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 県が国と連携して実施する新型インフルエンザ等への対応に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者（用語集参照）への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認について、必要な協力を行う。（健康福祉部、関係部局）
- ② 市は、県からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。（健康福祉部、関係部局）

## 第3節 対応期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活及び市民経済への影響も十分考慮する。

また、国において、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策の切り替えがなされた場合は、市は、県と連携して円滑な切替えができるよう適切に対応していくことで、市民生活及び市民経済への影響の軽減を図る。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. まん延防止対策の基本的な考え方

まん延防止対策として、国は県と連携し、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じる。

市は、国の基本的対処方針を踏まえつつ、市民生活及び市民経済への影響を十分考慮し、まん延防止対策を講じる。(関係部局)

#### 3-2. まん延防止対策の内容

国と連携して県が実施する以下のまん延防止対策について、県からの要請に応じ市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。(健康福祉部、関係部局)

##### 3-2-1. 基本的な感染対策に係る対応

市は、県の行う基本的な感染対策に係る要請を踏まえ、市民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。(健康福祉部、関係部局)

##### 3-2-2. 事業者に対し県が行う要請への協力

県が行う医療機関、高齢者支援施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等への感染対策強化の要請に対し、市は関係施設へ周知徹底を図るとともに、市の管理するこうした施設における感染対策を強化する。(健康福祉部、関係部局)

##### 3-2-3. 学校、教育・保育施設等に対し県が行う臨時休業(用語集参照)等の要

### 請への協力

#### ① 学校、教育・保育施設等に対する臨時休業等の要請への協力

感染状況、病原体の性状等及び国の基本的対処方針を踏まえ、県が行う学校、教育・保育施設等への感染対策の情報提供や臨時休業等の要請に対し、市は、関係施設へ周知徹底を図る。(健康福祉部、教育委員会、関係部局)

#### ② こども・高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校、教育・保育施設等における対策がこどもに与える影響にも留意し、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講じる。(健康福祉部、教育委員会、関係部局)

#### 3-2-4. 公共交通機関に対し県が行う基本的感染対策に係る要請への協力

県が行う公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行等適切な感染対策の要請に対し、市は関係公共交通機関への周知徹底を図る。(地域支援課、伊吹支所)

## 第4章 予防接種（ワクチン）

### 第1節 準備期

#### （1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、市は、国・県・近隣市町と連携し、医療機関や事業者等とともに必要な準備を行う。

#### （2）所要の対応

##### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

（健康増進課）

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
□消毒用アルコール綿 □トレイ □体温計 □医療廃棄物容器、針捨て容器 □手指消毒剤 □救急用品  接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤 抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	□マスク □使い捨て手袋（S・M・L） □使い捨て舌圧子 □膚盆 □聴診器 □ペントライト  【文房具類】 □ボールペン（赤・黒） □日付印 □スタンプ台 □はさみ  【会場設営物品】 □机 □椅子 □スクリーン □延長コード □冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 □ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 □耐冷手袋等

## 1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、平時から管内の配送事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定するため、医師会等と密に連携し、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（健康増進課）

## 1-3. 接種体制の構築

### 1-3-1. 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な想定を平時から行う。（健康増進課）

### 1-3-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員について

ては、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、市は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。  
(健康増進課、関係部局)

- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、市が予め対象者を把握し、県を通じて厚生労働省宛てに人数を報告する。(健康増進課、関係部局)

### 1-3-3. 住民接種(用語集参照)

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 市は、県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(予防接種法第6条第3項)  
(健康増進課)

a 住民接種については、県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、まん延時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について必要な準備を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行う等接種体制の構築に向けた想定を平時から行う。

- i 接種対象者数
  - ii 人員体制の確保
  - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校、体育館等）及び運営要領等の策定
  - v 接種に必要な資材等の確保
  - vi 県及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
  - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 医療従事者や高齢者支援施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局が連携し、対象者への接種体制

を検討する。

表2 接種対象者の算出

住民接種対象者試算方法	
総人口	人口統計（総人口）
基礎疾患のある者	総人口の7%
妊婦	母子健康手帳届出数
乳幼児	住民基本台帳（0-6歳未満）
児童・生徒 高校生相当	住民基本台帳（6歳-18歳未満）
高齢者	住民基本台帳（65歳以上）

- c 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種か個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、医師会等の協力を得てその確保を図り、集団的接種、個別接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。
  - d 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつ、それぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光等適切な管理を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については医師会等と協議の上、運営を行うことも検討する。
- ② 円滑な接種の実施のため、本市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。（健康増進課）
  - ③ 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（健康福祉部、教育委員会、関係部局）

#### 1-4. 情報提供・共有

##### 1-4-1. 市民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy(用語集参照)」(日本語訳:「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」)が挙げられており、予防接種への理解が指摘されている。こうした状況も踏まえ、市は、平時を含めた準備期においては、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた情報の提供等、双方面の取組を進める。(健康増進課)

##### 1-4-2. 関係部局との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、部局間での連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

児童・生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、教育委員会との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童・生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組を進める必要がある。(健康増進課、教育委員会)

#### 1-5. DXの推進

本市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国・県が整備するシステムと連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムと連携ができるよう準備を進める。(健康増進課、関係部局)

## 第2節 初動期

### （1）目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、国・県、近隣市町等と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種の実施へつなげる。

### （2）所要の対応

#### 2-1. 接種体制

##### 2-1-1. 接種体制の構築

市は、医師会等と連携の上、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（健康増進課）

##### 2-1-2. 特定接種

接種には多くの医療従事者等の確保が必要となることから、接種体制を構築するため、市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。（健康増進課）

##### 2-1-3. 住民接種

- ① 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討する。（健康増進課）
- ② 接種の準備に当たっては、平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、部局間での調整の上、全庁的な実施体制の確保を行う。（健康増進課、関係部局）
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、部局と連携し行うことが重要である。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託する等、業務負担の軽減策も検討する。（健康増進課、関係部局）
- ④ 接種には多くの医療従事者等の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。（健康増進課）
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、医師会等と接種実施医療機関等の確

保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校、体育館等の医療機関等以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。（健康増進課、関係部局）

- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の担当部局、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。（健康福祉部、関係部局）
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。（健康増進課、関係部局）
- ⑧ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープ等により進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや、要配慮者への対応が可能となるようバリアフリー対応などの準備を行う。（健康増進課）
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品が必要であることから、薬剤確保等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、常時対応が可能となるよう、適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者への速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会等の医療関係者や県、三觀広域行政組合消防本部の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場付近の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。（健康増進課、三觀広域行政組合消防本部）
- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻

度や量等について情報共有を行う。（健康増進課）

## 2-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節（2）1-1において必要と判断した資材等について、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討した上で、速やかに準備し、適切に確保する。（表3）（健康増進課）

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 臍盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
【文房具類】	
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
【会場設営物品】	
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

## 第3節 対応期

### （1）目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても国・県の方針を踏まえて、適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済につなげるように努める。

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制となるよう努める。

### （2）所要の対応

#### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市に割り当てられたワクチンの量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。(健康増進課)
- ② 市は、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。(健康増進課)
- ③ ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県内の在庫状況を把握した上で、県を通じて地域間の融通等の支援を求める。(健康増進課)
- ④ 供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を通じて他の製品を活用すること等も含めて地域間の調整等を行う。(健康増進課)

#### 3-2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### 3-2-1. 特定接種

###### 3-2-1-1. 対象職員に対する特定接種の実施

国が、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国や県と連携し、国が定めた具体的運用方針等に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康増進課、関係部局)

##### 3-2-2. 住民接種

###### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（健康増進課）
- ② 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。（健康増進課）
- ③ 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者やその他の人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（健康増進課）
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（健康増進課）
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。（健康増進課）
- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市と医師会等の関係機関が連携し、接種機会を確保する。（健康福祉部）

### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請に基づき、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康増進課）
- ② 市が行う接種に関する情報提供については、ウェブサイトやSNS等により通知する。SNS等の活用が困難な方に対しては、広報誌等により接種機会を逸すことのないよう対応する。（健康増進課）

### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター、学校、体育館等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。（健康増進課、関係部局）

### 3-2-2-4. 接種記録の管理

他市町村との間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国と連携したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康増進課）

### 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。（健康増進課）
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。（健康増進課）
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（健康増進課）

### 3-4. 情報提供・共有

- ① 自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知を行う。（健康増進課）
- ② 接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口等、必要な情報提供を行うことも検討する。（健康増進課）
- ③ まん延時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、その他の定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（健康増進課）

#### 3-4-1. 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等、接種に必要な情報を市民へ提供する。（健康増進課）

#### 3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、市民からの相談に応じる。（健康増進課）
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。（健康増進課）
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たって、次のような点に留意する。（健康増進課）
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
  - c 接種の時期、方法等、一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

保健所は地域における情報収集・分析を実施し、地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、県環境保健研究センターは地域の健康危機に備えた準備を計画的に進め、地域保健対策に取り組む等重要な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

県は、感染症サーベイランス(用語集参照)等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行い、感染症有事に保健所等がその機能を果たすことができるようとする。

市は、そのような機能を持つ県、保健所等との役割分担を明確化するとともに、相互に連携できるようにする。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 政府行動計画において「国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等(用語集参照)に提供する」とされている。

市は、上記において国から提供された情報や媒体を活用しながら、県と連携して市民や事業者に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、感染症有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

（健康増進課、関係部局）

② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民が必要とする情報を把握し、情報提供・共有の内容・方法の改善に努める。（健康増進課）

③ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、

所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法律責任を伴い得ることや患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(特措法第13条第2項)(健康福祉部、関係部局)

- ④ 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対して、感染症有事においても適時適切に情報共有ができるよう、平時から感染症情報の共有において適切な配慮について検討する。(健康福祉部、関係部局)

## 第2節 対応期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める予防計画並びに保健所が定める健康危機対処計画(用語集参照)や、準備期に整理した医療機関等の関係機関との役割分担・連携体制に基づき、市は関係機関と連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようとする。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 主な対応業務の実施

##### 2-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。(健康福祉部)
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が行う当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供や物品の支給に協力する。(健康福祉部、関係部局)

##### 2-1-2. 感染症有事体制への移行

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。(感染症法第16条第2項及び第3項) (健康福祉部)
- ② 新型インフルエンザ等の発生時に、市は必要に応じ、県からの応援派遣要請に協力する。(健康増進課、関係部局)

##### 2-1-3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動や対策等について、市民や事業者の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。(健康福祉部、関係部局)
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。(健康福祉部、教育委員会、関係部局)

#### 2-1-4. 感染状況に応じた取組

流行開始を目途に県が感染症有事体制へ切り替えることに伴い、市に対し応援派遣要請があった場合は、市の状況を踏まえ県と連携して対処する。  
(健康福祉部、関係部局)

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

感染症対策物資等は、感染症有事に医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は県と連携して感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。(特措法第10条)

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(特措法第11条)

また、備蓄等に当たっては、使用推奨期限等に留意する。(健康増進課、危機管理課、関係部局)

② 三觀広域行政組合消防本部は、国・県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具等の確保が必要となる。(三觀広域行政組合消防本部)

## 第2節 対応期

### (1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して感染症対策物資等の備蓄・配置の確認等を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

政府行動計画において「国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、各省庁や地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める」とされている。（特措法第51条）市は県と連携し、必要な協力をを行う。（健康福祉部、危機管理課）

## 第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に影響が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置により市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、県とともに、自ら必要な準備を行いながら、市民や事業者に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、必要な対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済の安定に寄与するため、業務継続計画（BCP）の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、県及び関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（関係部局）

##### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、可能な限りDXを取り入れるものとする。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象者に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（健康増進課、関係部局）

##### 1-3. 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）

（2）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活用品等を備蓄する。（特措法第10条）

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（健康増進課、危機管理課、関係部局）

③ 市は、市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マス

クや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活用品等の備蓄を行うことを勧奨する。  
(健康増進課、関係部局)

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておく。（健康福祉部、関係部局）

#### 1-5. 火葬体制の構築

市は、市内において適切な火葬ができるよう調整を行うものとする。（市民課）

## 第2節 初動期

### (1) 目的

市は、県とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民や事業者に、事業継続のための感染対策等の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 支援の準備

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市内の事業所や市民の生活や経済活動等について可能な限り把握するよう努め、市民生活及び市民経済の安定のために必要な支援の準備を行う。

事業所や市民への支援を行うため、迅速な情報提供や感染症対策物資のほか、必要な食料品や生活用品等の確保の準備を行う。(健康増進課、危機管理課、関係部局)

#### 2-2. 生活支援を必要とする者の調査等

高齢者、障がい者等の要配慮者等について、高齢者支援施設、障害者施設等から情報を得るほか、在宅の方の地域での状況等について調査を行う。(健康福祉部、関係部局)

#### 2-3. 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等について、あらかじめ想定を行う。(市民課、関係部局)

## 第3節 対応期

### (1) 目的

市は、県とともに準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び市民経済の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル（用語集参照）予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。（健康福祉部、関係部局）

##### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国・県からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に対して、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康福祉部）

##### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、特措法第45条第2項に基づく学校の使用制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育の継続のほか、児童・生徒の生活状況や避難状況の把握等必要な取組を行う。（教育委員会、関係部局）

##### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、関係団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の

要請への協力を行う。(関係部局)

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じる。(関係部局)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。(関係部局)

### 3-1-5. 火葬の対応

- ① 市は、可能な限り火葬を継続的に行う。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬を実施するまでの遺体の安置については、衛生面において特に配慮を行うものとする。(市民課)
- ③ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するとともに遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(市民課・関係部局)

## 3-2. 市民経済の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、効果的に講じる。(特措法第63条の2第1項)(関係部局)

### 3-2-2. 市民の生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者及び工業用水道事業者である一部事務組合(香川県広域水道企業団)は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務継続計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じる。(香川県広域水道企業団)

## 用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の4 第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の3 第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者（用語集参照）を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランス	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナウイルス感染症対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染症有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを目指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの

	観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態解除宣言	特措法第32条第5項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言のこと。新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときに行われる新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示であり、政府対策本部長を行い、国会に報告するものとされている。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等（肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限る。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及び当該事態の概要を公示すること。政府対策本部長を行い、国会に報告するものとされている。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(用語集参照)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講じるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
(J-IHS)国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年(2025年)4月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から身体を守るために作成・考案された防護具。
こども	本行動計画では、県行動計画の例により、法令上の用語を除き、「こども」という表記を用いている。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
収束	本行動計画では、患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあることを指す用語として用いている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必

	要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
宿泊施設確保措置協定	本行動計画では、感染症法第36条の6第1項の検査等措置協定のうち、宿泊施設に係るもの（同項第1号口）について、特に区分して記載すべき場合にこの語を用いている。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（同法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等（肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限る。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年（2020年）1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地域保健対	地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の規定に基づき、

策の推進に関する基本的な指針	厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。同法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等（肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限る。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
臨時休業	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づき、学校の設置者が、感染症の予防上必要があるときに臨時に休業（いわゆる学校閉鎖）又は一部の休業（いわゆる学級閉鎖・学年閉鎖）のこと。
Vaccine Hesitancy	予防接種サービスが利用できるにもかかわらず、予防接種の受け入れの遅れや拒否が起こること。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。